

母子父子寡婦福祉資金貸付金制度のご案内

◆ 母子父子寡婦福祉資金とは ◆

母子・父子家庭並びに寡婦の方の経済的自立の助成と生活の安定及び、扶養している児童（子）の福祉の増進を図るために、各種資金の貸付けを行っています。

◆ 貸付対象者 ◆

- 母子家庭の母・父子家庭の父
配偶者のない女子・男子で現に20歳未満の児童を扶養している方
- 寡婦
配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していた方
- 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦以外の方
 - ・ 夫と死別や離婚等をし、現在配偶者のない40歳以上の女子の方
 - ・ 20歳未満の父母のない児童
 - ※ 寡婦及び配偶者のない40歳以上の女子の方であって、現在子を扶養していない方については、前年の所得の額が2,036,000円以下の方に限り対象となります。

◆ 資金の種類、貸付限度額 ◆

「母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧」（2ページ目）のとおりです。

お貸しできるのは、貸付限度額の範囲内で、ご自身で準備することができない必要最低限かつ、返済可能な額となります。

◆ 相談窓口 ◆

お住まいの市町福祉事務所又は県健康福祉センター保健福祉・総務室が相談窓口となります（右表参照）。

※ 和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町にお住まいの方は、所管の県健康福祉センターへお問い合わせください。

※ 申請から貸付金の交付まで1か月から2か月程度要します。

事前相談が必要となりますので、まずはお早めにご相談ください（必要費用が分かる書類をお持ちください）。

◆ 貸付の要件・連帯保証人など ◆

- ・ 申請前に借入金の利用目的について既に履行（契約・支払）されているときは、貸付けはできません。
- ・ 公租公課や他の借入金等で滞納がある方への貸付けは原則としてできません。
- ・ 修学資金、修業資金、就学支度資金、就職支度資金（児童に係るもの）については、貸付けにより修学又は知識技能を習得する児童（子）が「連帯借主」となり、借主と連帯して返済する義務を負います。
- ・ 「連帯保証人」を立てる場合は、原則6か月以上県内に居住している別生計の親族等で保証能力があると認められ、他の貸付金について保証していないことが条件となります。
- ・ 連帯借主及び連帯保証人となる方には、面接により、借主と同様の返済義務があることを確認させていただきます。

◆ 貸付の決定 ◆

住所地を管轄する県健康福祉センターが、提出された貸付申請書を審査し、貸付可否を決定します。

※ 審査の結果、減額や貸付けをお断りすることがあります。

◆ 償還（返済）の方法 ◆

- ・ 原則として月賦償還による元利均等償還です。
- ・ 口座振替（山口銀行、西京銀行、県内各農協の口座に限り）又は納入通知書により償還していただきます。なるべく、便利な口座振替をご利用ください。
- ・ 事故や病気等でどうしても期限までに償還できない場合は、貸付けを受けた市町福祉事務所や県健康福祉センターに早めにご相談ください。

◆ 納入期限までに支払がない場合 ◆

- ・ 借主・連帯借主・連帯保証人に対し、文書や電話、自宅訪問等により履行を請求します。
- ・ 法律の定めにより、**延滞元利金額につき年5%の割合で違約金が発生します。**

この資金は、借り受けた皆様からの償還金が、次のひとり親家庭の皆様へ貸付ける財源となります。無理のない償還計画を立て、必ず完済してください。

相談窓口一覧

▼市町福祉事務所

名称	所属	電話番号	所在地
宇部市	子育て支援課	(0836)34-8331	〒755-8601 宇部市常盤町1丁目7-1
山口市	子育て保健課	(083)934-2960	〒753-0079 山口市糸米2丁目6-6 山口市保健センター内
萩市	子育て支援課	(0838)25-3259	〒758-8555 萩市江向510
防府市	子育て支援課	(0835)25-2348	〒747-8501 防府市寿町7-1
下松市	子育て支援課	(0833)45-1734	〒744-8585 下松市大手町3丁目3-3
岩国市	こども支援課	(0827)29-5075	〒740-8585 岩国市今津町1丁目14-51
光市	子ども家庭課	(0833)74-3006	〒743-0011 光市光井2丁目2-1 総合福祉センター あいばーく光
長門市	子育て支援課	(0837)23-1156	〒759-4192 長門市東深川1339-2
柳井市	社会福祉課	(0820)22-2111	〒742-8714 柳井市南町1丁目10-2
美祢市	地域福祉課	(0837)52-5228	〒759-2292 美祢市大嶺町東分326-1
周南市	次世代支援課	(0834)22-8460	〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地
山陽小野田市	子育て支援課	(0836)82-1175	〒756-8601 山陽小野田市日の出1丁目1-1
周防大島町	福祉課	(0820)77-5505	〒742-2806 周防大島町西安下庄3920-21

※ 和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町にお住まいの方は、所管の県健康福祉センターへお問い合わせください。

※ 下関市にお住まいの方については、下関市が実施主体となっています（下関市こども家庭支援課 (083)231-1358）

▼県健康福祉センター

名称	所管区域	電話番号	所在地
岩国健康福祉センター	岩国市、和木町	(0827)29-1522	〒740-0016 岩国市三笠町1丁目1-1
柳井健康福祉センター	柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町	(0820)22-3777	〒742-0032 柳井市古開作中東条658-1
周南健康福祉センター	下松市、光市、周南市	(0834)33-6422	〒745-0004 周南市毛利町2丁目38
山口健康福祉センター	山口市、防府市	(083)934-2528	〒753-8588 山口市吉敷下東3丁目1-1
（防府支所）		(0835)22-3740	〒747-0801 防府市駅南町13-40
宇部健康福祉センター	宇部市、美祢市、山陽小野田市	(0836)31-3200	〒755-0031 宇部市常盤町2丁目3-28
長門健康福祉センター	長門市	(0837)22-2811	〒759-4101 長門市東深川1344-1
萩健康福祉センター	萩市、阿武町	(0838)25-2664	〒758-0041 萩市江向河添沖田531-1

平成30年度母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧

修学・就学支度・修業・就職支度（児童の就職に係るもの）については、資金を利用して修学等する児童（子）が「連帯借主」となり、連帯して債務を負います。

資金種類	貸付対象及び資金内容	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率
修学	母子家庭・父子家庭の母・父が扶養する児童・子 高等学校、大学・大学院・短大、高等専門学校又は専修学校で修学するために必要な経費 例-授業料、教科書代、交通費（生活費は対象外）	一覧表のとおり	修学期間中	当該学校卒業後6か月	原則10年以内 ※専修学校（一般課程）は5年	無利子
就学支度	入学又は修業施設へ入所するために必要な経費 例-入学金、被服・履物等の購入費	一覧表のとおり		当該学校卒業後6か月	原則10年以内 ※専修学校（一般課程）・修業施設は5年	無利子
修業	事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するための経費 ※特別-自動車免許の取得に必要な資金（就職を希望しており、業務に必要な場合又は自動車以外の通勤手段が無い場合に限る）	月額 68,000円 (特別 460,000円)	習得する期間中5年を超えない範囲	知識技能習得後1年	6年以内	無利子
技能習得	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 自ら事業を開始し、又は就職するために必要な授業料・材料費等 ※特別-自動車免許の取得に必要な資金 ※一括-知識技能の習得等のため各種学校や養成施設等に入学する場合の入学金など、入学に要する費用に必要な資金	月額 68,000円 (特別 460,000円) (一括 816,000円) ※一括-最大12月分相当額を初年度に貸付ける	習得する期間中5年を超えない範囲	知識技能習得後1年	原則10年以内	年1.0% (※)
就職支度	母子家庭・父子家庭の母・父又は児童 父母のいない児童 寡婦 就職するのに必要な経費 例-被服、履物等の購入費 ※特別-通勤用自動車の購入に必要な資金（自動車以外の通勤手段が無い場合に限る）	100,000円 (特別 330,000円) (自動車購入のみの場合 230,000円)		1年	6年以内	扶養する児童に係る貸付の場合は無利子 上記以外は年1.0% (※)
医療介護	母子家庭・父子家庭の母・父又は児童 寡婦 医療・介護を受けるために必要となる経費 例-医療保険の自己負担分、通院に要する交通費 医師が必要と認めた按摩・マッサージ等にかかる費用等 ※当該医療・介護を受ける期間がおおむね1年以内の場合に限る	医療 340,000円 (特別 480,000円) 介護 500,000円 (特別-所得税が課税されていない又は申請時における経済的事情が所得税非課税の者と同等程度の場合)		6か月	5年以内	年1.0% (※)
生活	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 ①知識技能を習得している期間 ②医療・介護を受けている期間 ③配偶者のない女子・男子となって7年未満の母・父の生活を安定・維持するのに必要な経費	①の場合 141,000円 ②③の場合 103,000円 ※母・父・寡婦が生計中心でない場合 月額 69,000円 ※③において、養育費取得に係る裁判等に要する費用を、12月分相当額を限度に貸し付けることができる。	①5年以内 ②1年以内 ③配偶者のない女子・男子となって7年以内で240万円が限度	期間終了後6か月	①原則10年以内 ②5年以内 ③8年以内	年1.0% (※)
	失業期間中の貸付け（離職し、就労の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態（失業）にあるもの）	月額 103,000円 ※母・父が生計中心でない場合 現に扶養する子のない又は現に扶養する子の生計を維持していない寡婦の場合 月額 69,000円	離職に係る日の翌日から1年を超えない期間	貸付期間満了後（貸付中に失業者でなくなった場合、その翌日から）6か月	5年以内	年1.0% (※)
住宅	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金	1,500,000円 ※災害等により特に必要と認められる場合（特別 2,000,000円）		6か月	6年以内 ※特別は7年以内	年1.0% (※)
転宅	住宅を移転するために必要な経費	260,000円		6か月	3年以内	年1.0% (※)
結婚	母子・父子家庭の母・父が扶養する児童・子、寡婦が扶養する子が婚姻するために必要な経費	300,000円		6か月	5年以内	年1.0% (※)
事業開始	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 事業を開始するのに必要な設備費、機械・材料等の購入費	2,850,000円 団体 4,290,000円		1年	7年以内	年1.0% (※)
事業継続	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品・材料の購入費等運転資金	1,430,000円 団体 1,430,000円		6か月	7年以内	年1.0% (※)

(※) 利子が年1.0%の資金種類について、連帯保証人を立てた場合無利子となります。

修学資金 学校種別・学年別貸付限度額（月額）

日本学生支援機構又は山口県ひとづくり財団から奨学金の貸与を受ける場合は、奨学金の貸与月額と修学資金の貸付限度額との差額に限り、貸付を受けることが可能です。

(単位：円)

学校区分	学年	1年	2年	3年	4年	5年	
高等学校 専修学校（高等課程）	国公立	自宅	27,000	27,000	27,000		
		自宅外	34,500	34,500	34,500		
	私立	自宅	45,000	45,000	45,000		
		自宅外	52,500	52,500	52,500		
高等専門学校	国公立	自宅	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自宅	48,000	48,000	48,000	79,500	79,500
		自宅外	52,500	52,500	52,500	90,000	90,000
短期大学 専修学校（専門課程）	国公立	自宅	67,500	67,500			
		自宅外	76,500	76,500			
	私立	自宅	79,500	79,500			
		自宅外	90,000	90,000			
大学	国公立	自宅	67,500	67,500	67,500	67,500	
		自宅外	76,500	76,500	76,500	76,500	
	私立	自宅	81,000	81,000	81,000	81,000	
		自宅外	96,000	96,000	96,000	96,000	
大学院	修士課程	132,000	132,000				
	博士課程	183,000	183,000				183,000
専修学校（一般課程）		48,000	48,000				

就学支度資金 学校種別貸付限度額

学校区分	貸付限度額(単位：円)	
小学校	40,600	
中学校	47,400	
高等学校 高等専門学校 専修学校（高等課程）	国公立 自宅	150,000
	国公立 自宅外	160,000
専修学校（一般課程）	私立 自宅	410,000
	私立 自宅外	420,000
大 短期大学 専修学校（専門課程）	国公立 自宅	150,000
	国公立 自宅外	160,000
大学院	私立 自宅	370,000
	私立 自宅外	380,000
修業施設	国公立	580,000
	私立	590,000
修業施設	国公立	380,000
	私立	590,000
修業施設	自宅	90,000
	自宅外	100,000